

都道府県等の平成 19 年度中小企業支援計画について

1 . 都道府県等の中小企業支援計画について

平成 19 年 3 月 29 日に開催された中小企業政策審議会経営支援部会において、平成 19 年度の「国の中小企業支援計画」が了承され、4 月 2 日付けで各都道府県等に通知されたところ。

当該「国の中小企業支援計画」に基づき、各都道府県等において、平成 19 年度の「都道府県等の中小企業支援計画」が策定され、同年 10 月中旬までに国に提出された。これらの支援計画は、地域における中小企業に関する団体等との協力・役割分担の下、区域内における中小企業者数やその経営状況等に応じて適切に中小企業支援事業が行われるように配慮しながら定めることとされている。

2 . 平成 19 年度と同計画における都道府県等の予算の概要

三位一体改革以降、都道府県等においては、小規模企業に対する経営改善普及事業などの基盤的な支援事業を中心とした中小企業支援事業が展開されている。

このため、中小企業庁においては、都道府県等による中小企業支援計画の提出に際して、その参考資料として、各都道府県等における中小企業支援事業の関連予算の取りまとめを行っているところ。

平成 19 年度における中小企業支援事業の関連予算額は別紙に示すとおり、1,563 億円と前年度の 1,592 億円に対し、約 29 億円（1.8%）の微減となっている。

（注）商工会・商工会議所等の小規模企業支援については、従来、国から都道府県向けの補助が行われていたが、地方分権の流れの中で、平成 5 年から 7 年に人件費を一般財源化。また、平成 18 年度からは、事業費分の補助が廃止され、税源移譲がなされている。

都道府県等 平成19年度中小企業支援事業の概要

	平成19年度の体制	平成18年度の体制	増	減額	単位
1. 中小企業支援事業の実施体制 (人数を記載)					
(1) 都道府県等中小企業支援センターの実施体制					
プロジェクトマネージャー	10,829	(11,349)	520.0	(4.6%)	人日
サブマネージャー	22,177	(24,331)	2,154.0	(8.9%)	人日
(2) 中小企業関係団体の実施体制					
経営改善普及事業(商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会)					
ア. 事務局長(商工会・商工会議所)	1,957	(2,084)	127.0	(6.1%)	人
イ. 経営指導員(専門経営指導員を含む)	8,758	(8,883)	125.0	(1.4%)	人
ウ. 商工会指導員(都道府県商工会連合会)	362	(358)	4.0	(1.1%)	人
エ. 補助員	4,410	(4,430)	20.0	(0.5%)	人
オ. 記帳専任職員	3,010	(3,222)	212.0	(6.6%)	人
カ. 経営指導員研修生	22	(24)	2.0	(8.3%)	人
都道府県中小企業団体中央会関係					
ア. 指導員	901	(913)	12.0	(1.3%)	人
イ. 職員	154	(147)	7.0	(4.8%)	人
2. 中小企業支援事業関連予算					
	平成19年度予算額	平成18年度予算額	増	減額	単位
	156,349.4	(159,212.9)	2,863.5	(1.8%)	百万円
(1) ものづくりの振興、技術力の強化支援					
	6,771.1	(7,145.3)	374.2	(5.2%)	百万円
(2) 中小企業の新事業展開支援					
	10,482.9	(9,109.2)	1,373.7	(15.1%)	百万円
経営革新支援	897.8	(951.5)	53.7	(5.6%)	百万円
地場産業の振興支援	2,005.8	(2,071.1)	65.3	(3.2%)	百万円
その他	7,579.3	(6,086.6)	1,492.7	(24.5%)	百万円
(3) 商店街の振興支援					
	5,988.8	(6,125.4)	136.6	(2.2%)	百万円
商店街振興組合指導事業	224.7	(236.5)	11.9	(5.0%)	百万円
その他	5,764.1	(5,888.8)	124.7	(2.1%)	百万円
(4) 経営基盤の強化支援					
	133,106.6	(136,833.0)	3,726.4	(2.7%)	百万円
小規模事業者支援事業(商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会)					
うち人件費	96,652.3	(99,257.2)	2,604.9	(2.6%)	百万円
うち事業費	76,826.2	(77,631.1)	804.8	(1.0%)	百万円
ア. 指導員関係事業費	19,826.0	(21,626.1)	1,800.1	(8.3%)	百万円
イ. 指導環境推進費(事務局長設置費)	7,617.3	(8,266.8)	649.4	(7.9%)	百万円
イ. 指導環境推進費(事務局長設置費)	7,402.3	(8,574.9)	1,172.6	(13.7%)	百万円
ウ. 若手後継者等育成事業費	858.5	(906.9)	48.3	(5.3%)	百万円
エ. その他	3,183.6	(3,630.1)	446.5	(12.3%)	百万円
中小企業連携組織対策事業					
うち人件費	7,144.9	(7,370.4)	225.6	(3.1%)	百万円
うち事業費	6,115.9	(6,284.1)	168.1	(2.7%)	百万円
うち事業費	1,028.9	(1,086.4)	57.4	(5.3%)	百万円
都道府県等中小企業支援センター事業等その他	29,309.5	(30,205.4)	895.9	(3.0%)	百万円

・本表において「中小企業」とは、中小企業支援法第2条に規定された者をいう。

・都道府県等とは、47都道府県及び政令で指定する14市を指す。

・本表における各都道府県等の予算額は、各都道府県等の判断で中小企業支援事業として位置づけ、届け出のあったものであり、中小企業支援事業の範囲は全都道府県等で必ずしも同一になっていない場合がある。

・金融等に係る事業については、その融資規模によって予算額が大きく膨らみ、支援事業の実際の規模の把握が困難になることから集計から除外しているため、一部各都道府県等の別紙と予算額の合計が合わない場合がある。